

「日本音楽療法学会誌」投稿規定

1. 本誌は音楽療法とその周辺に関する論文を掲載する。和文、英文を問わず、他誌に掲載された論文は掲載しない。投稿された論文の著作権は本学会に帰属する。
2. 投稿は、本学会正会員に限る。ただし、共同研究者であって筆頭執筆者以外のメンバーに非会員が含まれている場合はこの限りではありません。
3. 投稿の際は次の種別を明記して提出すること。
 - ・原著：独創性に富む学術論文
 - ・総説：ある主題についての研究動向の展望
 - ・事例研究：新たな知見、経験を提供する事例の報告
 - ・資料：音楽療法の実践及び研究に活用できると思われる知識、情報
4. 原稿は原則として、
 - ①原著論文、総説は図表を含めてA4の用紙に40字×30行20枚以内とし、5語以内のキーワードをつけること。
 - ②事例研究、資料は10枚以内とし、3語以内のキーワードをつけること。いずれの場合も新かな使い（である調）、当用漢字、算用数字を用い、図表はその大きさを本文に換算して全頁の中に算入する。ワープロの場合も1枚40字×30行とし、CDまたはフロッピーディスクを添付すること。文書ファイルの形式はWordまたは一太郎とし、バージョンを明記すること。
5. 図表の印刷は原則として白黒とするが、カラー印刷も可能である。原稿・写真は鮮明なものを使用すること。製版・用紙・カラー印刷などに特別な費用が必要な場合は、執筆者がその費用を負担するものとする。図表の裏側にその番号と著者名を記入して本文とは別にまとめ、本文中にその挿入箇所を明示すること。なお図表の課題および説明を一括して別紙に必ず記入すること。
6. 原稿には、題名、執筆者名、所属（所属、住所）、キーワードの順に記載し、キーワードには英文をつける。
7. 300語以上400語以内の英文抄録をつけること。英文抄録には題名、執筆者名、所属、要約の順にすべて英文で記載する。

英文の要約は次の規定による。

- ①熟達した人の英文であること。または、熟達した人の校閲を経ていること（必須）。英文抄録も採否審査の対象とする。
 - ②白紙にダブルスペース（1行ずつあける）でタイプすること。
 - ③必ず邦訳（和文抄録）をつけること。
8. 外国人名、地名などの固有名詞以外はできるだけ訳語を用い、必要な場合には初出の際だけ原語をつける。
 9. 文献は本文中に引用されたもののみを挙げる。著者名、題名、誌名、巻数、頁（始めと終わり）、発行年時のみに限り、単行本のときは著者名、書名、発行書店名、発行地、頁数、年次を記載する。なお、誌名は公の略称を用いる。著者名が4名以上のときは、英文ではet al. 日本文では、他、のように省略する。

記載例：

 - ・Alvin, J.: Music Therapy. John Baker Publishers Ltd., London, 1966. (櫻林仁、貫行子訳：音楽療法。音楽之友社、東京、1969.)
 - ・牧野真理子、坪井康次、中野弘一、他：うつ状態に音楽療法的接近を試みた一例。日本バイオミュージック研究会誌、1：61-66、1987.
 - ・日野原重明：音楽の癒しのちから。春秋社、東京、16-17、1996
 - ・Hanser, S. B., Larson, S. C. & O'Connell, A. S.: The effect of music on relaxation of expectant mothers during labor. J. Music Therapy, 20: 50-58, 1983.
 10. イタリック、ゴシックなどの特別な活字は、統計記号ならびに数量に決める記号以外には使用しないこと。
 11. 原稿の採否は編集委員会によって行われ、編集方針により加筆削除等を要請することがある。
 12. 原稿の提出にあたっては、他に編集委員査読用としてコピー2部を提出する。原則として原稿は返却しないので、コピーを保存しておくこと。
 13. 別刷は50部単位、実費で要望に応じる。
 14. 原稿の送り先、投稿に関する問い合わせ等は下記とする。

〒105-0013 東京都港区浜松町1-20-8 HK浜松町ビル6階「一般社団法人日本音楽療法学会事務局」
附記：本規定は2019年1月26日より適用とする。

著作権の取り扱い「日本音楽療法学会への譲渡」

一般社団法人日本音楽療法学会

日本音楽療法学会では、第三者による記事の無断転載がおこなわれないように、著者より印刷物・電子情報・電子情報媒体物の著作権の譲渡を受けて管理しておりますので、下記事項をご確認のうえご了承いただきたく宜しくお願いいたします

1. 著者自身が自分の記事・論文等の全文または一部を複写・複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合（電子情報・電子情報媒体物のものを含む）、あるいはネットワーク上で公開する場合、日本音楽療法学会ではこれに対して原則的に異議申し立てをいたしません。ただし、著者自身でも、全文を複製の形で他の著作物に利用する場合に限り、事前に日本音楽療法学会へ文書で申し出て了解を得てください。
2. 第三者から記事・論文等（電子情報・電子情報媒体物のものを含む）の複写・複製に関する許諾の要請があり、日本音楽療法学会において必要と認めた場合は、著者に代わって許諾をすることがあります。

万一、本原稿についてすでに他団体に著作権を譲渡してある場合はご連絡ください。

本学会誌に掲載の記事、論文については日本音楽療法学会が著作権を保有しており、その一部または全文の無断転載を禁止します。

複写・複製をご希望の方へ

日本音楽療法学会は、本誌掲載著作物の複写・複製に関する権利を一般社団法人学術著作権協会に委託しております。

本誌に掲載された著作物の複写・複製をご希望の方は、（一社）学術著作権協会より許諾を受けて下さい。但し、企業等法人による社内利用目的の複写については、当該企業等法人が公益社団法人日本複製権センター（（一社）学術著作権協会が社内利用目的複写に関する権利を再委託している団体）と包括複写許諾契約を締結している場合にあっては、その必要はございません（社外頒布目的の複写については、許諾が必要です）。

権利委託先：一般社団法人 学術著作権協会

〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 乃木坂ビル3階

FAX：03-3475-5619 E-mail: info@jaacc.jp

複写・複製以外の許諾（著作物の引用、転載、翻訳等）について

直接、日本音楽療法学会へお問い合わせください。（TEL：03-5777-6220）

Reprographic Reproduction outside Japan

1. If you apply for license for copying in a country or region in which JAC has concluded a bilateral agreement with an RRO (Reproduction Rights Organisation), please apply for the license to the RRO.

Please visit the following URL for the countries and regions in which JAC has concluded bilateral agreements.

<http://www.jaacc.org/>

2. If you apply for license for copying in a country or region in which JAC has no bilateral agreement, please apply for the license to JAC.

For the license for citation, reprint, and/or translation, etc., please contact the right holder directly. JAC (Japan Academic Association for Copyright Clearance) is an official member RRO of the IFRRO (International Federation of Reproduction Rights Organisations).

Japan Academic Association for Copyright Clearance (JAC)

Address 9-6-41 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan

E-mail info@jaacc.jp Fax: +81-33475-5619